

国立研究開発法人物質・材料研究機構 廃棄物管理規程

平成16年11月25日
16規程第75号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）において発生する廃棄物、実験廃水等の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物
- (2) 循環資源 廃棄物及び機構の業務に伴い副次的に得られた物品のうち有用なもの
- (3) 実験廃水 実験施設における研究活動に伴って発生する廃水
- (4) 廃棄物等 前3号のいずれかに該当するもの

2 この規程において「センター等の長」とは、国立研究開発法人物質・材料研究機構組織規程（令和5年2月28日 2023規程第7号）第3条に定める組織の長をいう。

(他の法令、規程との関係)

第3条 機構における廃棄物等の管理については、この規程によるもののほか、廃棄物処理法その他の関係法令及び機構の関係規程の定めるところによる。

(機構・職員の責務)

第4条 機構及び職員は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本理念にのっとり、かつ、本規程に定める事項を遵守し、機構における廃棄物等の発生をできる限り抑制するとともに、循環資源の循環的な利用及び廃棄物等の適正な処分を推進しなければならない。

第2章 責任体制

(廃棄物総括管理責任者)

第5条 機構における廃棄物等の管理業務を適切かつ円滑に行うため、機構に廃棄物総括管理責任者を置くこととし、安全・施設管理部門長をもって充てる。

2 廃棄物総括管理責任者は、機構における廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び廃棄物等の適正な処分を推進するために必要な啓発及び連絡調整を行うとともに、廃棄物等の処分が適切に行われるよう指揮監督しなければならない。

(特別管理産業廃棄物管理責任者)

第6条 理事長は、廃棄物処理法第12条の2第8項に定める特別管理産業廃棄物管理責任者を指名するものとする。

- 2 特別管理産業廃棄物管理責任者は、廃棄物総括管理責任者の職務のうち特別管理産業廃棄物の管理に係るものを分掌するとともに、機構内に保管中の特別管理産業廃棄物の種類及び量を把握する等により特別管理産業廃棄物の適正な管理を行わなければならない。

(センター等の長の業務)

第7条 センター等の長は、その所掌する組織及び施設において発生する廃棄物等の発生の抑制、再使用の推進に努めるとともに、当該廃棄物等が適切に分別され、指定された場所に搬出されることを確保するため、職員に対する指導、啓発その他必要な措置を講じなければならない。

(安全衛生委員会)

第8条 国立研究開発法人物質・材料研究機構安全衛生管理規程（平成18年3月31日18規程第19号）第13条に定める安全衛生委員会は、理事長の諮問に応じ、機構における廃棄物等の管理に関する重要事項について調査審議し、意見具申する。

第3章 廃棄物等の処理

(廃棄物等の処分)

第9条 廃棄物等の処分に当たっては、関係法令の規定を遵守し、環境保全上の支障を生じることのないよう適切な措置を講じなければならない。

(外部委託処理)

第10条 廃棄物等の処理を外部に委託して行う場合には、委託の対象となる業者の許可証及び処理施設等を確認した上で、収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ契約を締結するとともに、廃棄物処理法第12条の3第1項の規定に基づく産業廃棄物管理票を作成し、当該委託処理業者に交付しなければならない。

- 2 委託処理業者から返送された産業廃棄物管理票の写しは、廃棄物処理法第12条の3第5項の規定に基づき、5年間保存しなければならない。
- 3 廃棄物総括管理責任者は、委託処理業者から産業廃棄物管理票の写しが返送されない場合その他委託した廃棄物の処理が適正に行われていないおそれがあると認められる場合には、当該委託処理業者に対して調査・確認を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(管理簿の作成)

第11条 廃棄物総括管理責任者は、機構における廃棄物の処理に関する業務を適切に管理するため、事務担当者に命じ、次の各号に掲げる事項を記載した管理簿を作成し、5年間保存しなければならない。

- (1) 機構の廃棄物処理施設で処分した廃棄物の種類毎の処分年月日、処分量、処分方法
- (2) 廃棄物処理業者に委託して処理した廃棄物の種類毎の委託年月日、委託量、運搬業者名、処分業者名、処分方法

第4章 その他

(放射性廃棄物の取扱い)

第12条 放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物の処理については、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第21条第1項の規定に基づく国立研究開発法人物質・材料研究機構千現地区放射線障害予防規程（令和元年8月6日 2019規程第45号）の定めるところによるものとする。

(核燃料物質の取扱い)

第13条 核燃料物質及びこれによって汚染された廃棄物の処理については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第56条の3第1項の規定に基づく保安規定、国立研究開発法人物質・材料研究機構並木地区計量管理規定（平成13年6月14日 13規程第54号）及び国立研究開発法人物質・材料研究機構桜地区計量管理規定（平成13年6月14日 13規程第55号）の定めるところによるものとする。

(生物系廃棄物の取扱い)

第14条 微生物等を用いる実験、人を対象とする研究、動物実験及び遺伝子組換え実験により発生する廃棄物の取扱いは、国立研究開発法人物質・材料研究機構微生物等を用いる実験の実施に関する規程（平成15年3月15日 15規程第5号）、国立研究開発法人物質・材料研究機構人を対象とする研究に関する倫理規程（令和6年5月21日 2024規程第28号）、国立研究開発法人物質・材料研究機構動物実験の実施に関する規程（平成15年3月13日 15規程第7号）及び国立研究開発法人物質・材料研究機構遺伝子組換え実験の実施に関する規程（平成15年3月13日 15規程第8号）の定めによるものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、廃棄物等の管理に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1. この規程は、平成16年12月1日から施行する。
 2. 「独立行政法人物質・材料研究機構並木地区実験廃棄物処理規程」（13規程第47号）は、この規程の施行の日に廃止する。
- 附 則（平成18年3月28日 18規程第66号）
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則（平成20年3月25日 20規程第38号）
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則（平成21年3月30日 21規程第65号）
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則（平成21年5月11日 21規程第75号）
この規程は、平成21年5月18日から施行する。
- 附 則（平成21年11月26日 21規程第117号）
この規程は、平成21年11月30日から施行する。
- 附 則（平成22年11月22日 22規程第62号）
この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 附 則（平成23年4月27日 23規程第42号）

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年7月31日 24規程第58号）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成26年9月24日 26規程第43号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27規程第73号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月26日 28規程第89号）

この規程は、平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年2月26日 2019規程第4号）

この規程は、平成31年2月26日から施行する。

附 則（令和元年9月24日 2019規程第63号）

この規程は、令和元年9月24日から施行し、令和元年9月1日から適用する。

附 則（令和元年12月24日 2019規程第71号）

この規程は、令和元年12月31日から施行する。

附 則（令和2年9月29日 2020規程第55号）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第56号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月21日 2024規程第29号）

この規程は、令和6年5月21日から施行する。

附 則（令和7年3月11日 2025規程第50号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。